



会員 各位

東七丁目町内会広報

発行No R2-03

発行日
責任者

令和2年9月26日
会長 小林 広勝

日頃より、町内会活動にご理解・ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルスを駆逐・撲滅して以前の生活に戻れる可能性は殆ど無いようです。
3密を避けウイルスとの共生を念頭に生活習慣を改善、ストレスを発散する工夫（散歩、ストレッチ、太陽光を浴びるなど）をして、この難局を乗り越えましょう。
また、インフルエンザ流行の季節も近づいてきました、併せて気を付けて過ごしましょう。

1、令和2年度町内会費徴収（再連絡）

延期しておりました今年度の町内会費を、10月中旬～下旬に掛けて徴収致します。
徴収日時につきましては、各班長さんから連絡が届きますので、つり銭の無いようにご準備頂き、班長さんにお支払い下さる様お願い致します。（町内会費：1世帯4,200円）

2、コロナ禍による町内会関連行事の中止・延期など（再連絡）

- ・10月 4日：クリーン郡山中止（郡山市発表）
- ・10月 4日：草集め中止、2組の初期消火訓練中止
- ・10月 4日：芋煮会中止（納税貯蓄組合主催、町内会共催）
- ・10月18日：緑ヶ丘地区防災訓練は規模を縮小して講習会、初期消火訓練を実施
- ・10月18日：第5回緑ヶ丘献血実施（献血協力者には、「献血受付証」を投函しました）
- ・10月24、25日：緑ヶ丘地区文化祭中止
- ・11月14日：緑ヶ丘地区ふれあいコンサート中止

3、東七丁目集会所利用制限緩和

11月1日から、**仕切り板を使用**することで利用制限を緩和します、集会所を有効に利用して下さいお願い致します。

※3密を避ける、マスク着用、換気をする、出席者名簿作成、などは必要です。

詳細は10月中旬以降に集会所玄関に貼り出しますので、利用者はご確認ください。

☆仕切り板製作協力者：きらくな会メンバー

- ・関連：ふれあいセンターは期限付き（11月末まで）で、利用人数制限が無くなりました。（昨年同様、集会所は150名まで、和室は30名まで、で利用可能）

4、令和2年度 町内会費集金日程のお知らせ

班長さんの集金予定は下記のとおりですので会費4,200円を用意しておいてください。
また、家族構成に変更があり、報告可能な方は班長さん連絡して下さい。

10月 日（ ） 時頃伺います（班長名： ）